

BSE対策の概要

内閣府

食品安全担当大臣

食品安全委員会

- ・リスク評価(食品健康影響評価)
- ・リスクコミュニケーションの実施
- ・緊急の事態への対応

諸外国・
国際機関等

情報収集・交換

その他関係行政機関

評価結果の通知、勧告

リスク評価の要請

リスク評価の要請

評価結果の通知、勧告

農林水産省

- < 農林水産物等に関するリスク管理 >
- 農場におけるBSE検査の実施
 - 24ヶ月齢以上の死亡牛の検査
 - トレーサビリティの導入
 - 飼料・肥料
 - ・反すう動物由来たん白質の牛への給与禁止
 - ・飼料・肥料用の肉骨粉の製造、出荷の一時停止
 - 輸入生体牛等
 - ・BSE発生国からの生体牛・牛肉等の輸入禁止
 - ・全ての国からの肉骨粉の輸入禁止
 - 感染源・感染経路の究明

厚生労働省

- < 食品衛生に関するリスク管理 >
- と畜場におけるBSE全頭検査の実施、
 - 特定部位の除去・焼却
 - BSE発生国からの牛肉等の輸入禁止
 - 調査・研究
 - ・精度の高い検査法の開発、
 - ・感染メカニズムの解明、異常プリオンの不活化方法の開発、
 - ・特定部位による枝肉等の汚染防止処理(せき髓の吸引など)の検討等

リスクコミュニケーション(関係者相互間の幅広い情報や意見の交換)

消費者・事業者等

食品安全委員会の B S E に対するこれまでの対応

H 1 5 . 1 1 . 2 0

1 . 関係省との情報・意見交換

関係機関が連携して B S E 対策を推進するため、農林水産省、厚生労働省との間での B S E を含む情報、意見交換等を行う連絡会議を定期的
に開催。

B S E 発生時等、速やかに情報を入手。

2 . 食品健康影響評価の実施

(1) プリオン専門調査会の設置

- ・ 8 月 2 7 日 内閣総理大臣から専門委員 (1 2 名) の任命
- ・ 8 月 2 9 日 第 1 回プリオン専門調査会の開催

(2) 食品健康影響評価の実施

伝達性海綿状脳症に関する牛のせき柱を含む食品等の安全性確保につ
いて

B S E に関するリスクがあるとされる背根神経節が含まれる牛のせき柱を含む食
品等の安全性確保についての食品健康影響を評価。

- ・ 7 月 1 日、厚生労働大臣より意見聴取の要請
- ・ 8 月 2 9 日、第 1 回プリオン専門調査会において審議
- ・ 9 月 1 1 日、第 1 0 回食品安全委員会において審議
- ・ 9 月 1 1 日、厚生労働大臣に食品健康影響評価の結果を通知

アルカリ処理をした液状の肉骨粉等を肥料として利用することについて

平成 1 3 年 1 0 月以降、製造、販売等を停止しているアルカリ処理等を行った液
状の肉骨粉等を肥料として利用することについての食品健康影響を評価。

- ・ 8 月 2 5 日、農林水産大臣より意見聴取の要請
- ・ 1 0 月 7 日、第 2 回プリオン専門調査会において審議
- ・ 1 0 月 9 日 ~ 1 1 月 5 日、ご意見、情報の募集
- ・ 1 1 月 1 3 日、第 1 9 回食品安全委員会において審議
- ・ 1 1 月 1 4 日、農林水産大臣に食品健康影響評価の結果を通知

B S E 発生国からの牛受精卵の輸入について

平成 1 3 年 1 0 月以降輸入を停止している B S E 発生国からの牛受精卵を輸入す
ることについての食品健康影響を評価。

- ・ 1 0 月 3 1 日、農林水産大臣より意見聴取の要請
- ・ 1 1 月 2 7 日、第 3 回プリオン専門調査会において審議 (予定)

牛のせき柱を含む飼料及び肥料の規格等の改正について

背根神経節を含む牛のせき柱が飼料・肥料に含まれないようにするため、飼料の基準・規格の改正及び肥料の公定規格の改正についての食品健康影響を評価。

- ・ 11月11日、農林水産大臣より意見聴取の要請
- ・ 11月20日、第20回食品安全委員会において審議（予定）

豚由来たん白質等の飼料への利用について

平成13年10月以降製造・販売を停止している豚由来たん白質等を飼料に利用することについての食品健康影響を評価。

- ・ 11月11日、農林水産大臣より意見聴取の要請
- ・ 11月27日、第3回プリオン専門調査会において審議（予定）

農林水産省及び厚生労働省のBSEに対するこれまでの対応

H15.11.20

農場段階における対策（農林水産省）

・BSEサーベイランスの実施

BSE検査対応マニュアルを制定し、農場における異常牛・死亡牛の届出のほか、疑似患畜や中枢神経症状を呈した牛のBSE検査の実施等のサーベイランスを実施。（平成13年10月18日）

・24ヶ月齢以上の死亡牛の検査の実施

24ヶ月齢以上の死亡牛についてBSE検査を実施（地理的条件等により実施が困難な場合を除く。）。（平成15年4月1日）

・トレーサビリティの導入

牛肉の生産履歴が追跡可能とするため、全ての牛に標識（耳標）をつけ、牛一頭ごとの情報を記録、管理を行う体制を導入。（牛海綿状脳症対策措置法（平成14年7月4日施行）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年12月1日施行））

・飼料・肥料の対策

反すう動物に由来するたん白質の牛への給与を禁止（平成13年9月18日）するとともに、飼料及び肥料用の肉骨粉の製造及び出荷を緊急的に停止（同年10月1日）。

と畜場における対策（厚生労働省）

・BSE全頭検査の実施

全国の食肉衛生検査所（117カ所）等におけるBSEスクリーニング検査の一斉開始。（平成13年10月18日）

・特定部位の除去・焼却を義務付け

と畜場法施行規則の一部改正により、以下を義務付け。

全ての牛の 頭部（舌及び頬肉を除く。施行後1年間は脳及び眼とする。）、
脊髄、 回腸の一部（盲腸との接続部分から2mまでの部分）の除去・焼却

輸入食品等の対策（厚生労働省・農林水産省）

・BSE発生国からの生体牛、牛肉等の輸入禁止（厚労・農水産省）

BSE発生国からの生体牛、牛肉及びその加工品、受精卵、卵子、精液の輸入を禁停止。（平成13年1月）

- ・ 全ての国からの肉骨粉の輸入禁止（農林水産省）

全ての国及び地域からの動物性たん白（肉骨粉等、飼料となる可能性のあるもの）については輸入を停止。（平成13年10月1日）

感染源・感染経路の究明（農林水産省）

- ・ 農林水産省による感染源・感染経路の究明

平成13年11月、第1回調査結果の報告。

平成14年3月、第2回調査結果の報告

- ・ B S E 疫学検討チームによる感染源・感染経路の究明

農林水産省が設置した「B S E 疫学検討チーム」が国内で発生したB S E 7頭の感染源・感染経路について疫学的分析を行った結果、感染源は輸入生体牛又は輸入肉骨粉に含まれていた異常プリオンたん白質、感染経路は飼料の製造・流通過程における交差汚染の可能性を最終報告。（平成15年9月30日）

調査・研究（厚生労働省・農林水産省）

- ・ B S E に関する調査・研究を推進

B S E 検査法・精度管理に関する検討、食肉処理における背割り作業時の脊髄等の特定部位による枝肉の汚染防止措置に関する検討（せき髄の吸引除去など）、感染メカニズムの解明、異常プリオンの不活化方法の検討。

厚生労働省の B S E に対するこれまでの対応（食品安全部関係）

H 1 5 . 1 1 . 2 0

<平成13年>

9月10日： わが国初の B S E 発生の疑いについて農林水産省より公表。
(9月21日： 英国獣医研究所の確定診断で B S E 陽性と判明)

10月 5日： 特定部位を含むおそれのある牛由来原材料の点検等を食品の製造者及び加工者に要請。

10月17日： と畜場法施行規則の一部改正により、以下を義務付け。
全ての牛の 頭部（舌及び頬肉を除く。施行後1年間は脳及び眼とする。）、 脊髄、 回腸のうち盲腸との接続部分から2mまでの部分の焼却
食肉処理における背割り時の脊髄による枝肉の汚染防止措置をとりまとめ、都道府県等に周知。

10月18日： 全国の食肉衛生検査所（117カ所）等におけるスクリーニング検査の一斉開始。

11月 2日： 特定部位を含むおそれのある加工食品の自主点検結果の公表。（加工食品総数...132,645件。うち、特定部位の使用、混入又は不明による製品回収等...22件）

11月21日： 第2回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の開催。（国内2頭目の B S E と確定診断）

12月 2日： 第3回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の開催。（国内3頭目の B S E と確定診断）

<平成14年>

1月31日： 第4回牛海綿状脳症（ B S E ）に関する研究班会議結果を踏まえ、予防的観点から背割り前の脊髄の除去技術の導入を進めるよう都道府県等に要請。

4月 2日： 第11回 B S E 問題に関する調査検討委員会を開催。
B S E 問題に関する調査検討委員会報告書を高橋委員長から厚生労働大臣及び農林水産大臣に手交。

厚生労働大臣及び農林水産大臣がBSE問題に関する調査検討委員会の結果を小泉総理大臣に報告。

廃用牛の円滑な処理体制の確保について、医薬局長より都道府県知事等あて要請。

5月13日： 第5回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の開催。（国内4頭目のBSEと確定診断）

7月 4日： 牛海綿状脳症対策特別措置法及び同法施行規則施行。
本法律は、BSEの発生予防及びまん延防止のための措置を定めるもので、国や都道府県の責務、基本計画の策定のほか、以下のことを明記。

と畜場におけるBSE検査の実施
特定部位の除去・焼却
特定部位による枝肉等の汚染防止処理

8月23日： 第6回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の開催。（国内5頭目のBSEと確定診断）

<平成15年>

1月20日： 第9回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議の開催。（国内6頭目のBSEと確定診断）

1月23日： 専門家会議委員の検討の結果、国内7頭目のBSEであるとの確定診断。

5月21日： カナダにおいて、BSE感染牛が確認され、カナダ産牛肉及びその加工品について輸入を禁止。

10月 6日： 第13回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議を開催。非定型的なBSEと確定診断。（国内8頭目）

11月 4日： 第14回牛海綿状脳症の検査に係る専門家会議を開催。（国内9頭目のBSEと確定診断）

11月14日： 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会伝達性海綿状脳症対策部会において、BSE発生国の牛のせき柱の食品への使用禁止等の規制案が取りまとめられた。

農林水産省の B S E に対するこれまでの対応

H 1 5 . 1 1 . 2 0

<平成 1 3 年>

9 月 1 0 日： 我が国初の B S E 発生の疑いについて発表。
(9 月 2 1 日： 英国獣医研究所の確定診断で B S E 陽性と判明)

9 月 1 8 日： 反すう動物由来たん白質の牛への給与禁止。

1 0 月 4 日： 肉骨粉等の飼料及び肥料としての輸入・製造・出荷の一時全面停止。

1 0 月 1 8 日： B S E サーベイランス (疑似患畜、中枢神経症状を呈した牛の検査) の開始。 B S E 検査対応マニュアルの制定。

1 1 月 2 1 日： 国内 2 頭目の B S E 発生。

1 2 月 2 日： 国内 3 頭目の B S E 発生。

<平成 1 4 年>

4 月 2 日： B S E 問題に関する調査検討委員会報告書を農林水産大臣及び厚生労働大臣に手交。(第 1 1 回 B S E 問題に関する調査検討委員会)

農林水産大臣及び厚生労働大臣が B S E 問題に関する調査検討委員会の結果を小泉総理大臣に報告。

5 月 1 3 日： 国内 4 頭目の B S E 発生。

7 月 4 日： B S E 対策特別措置法 (法律第 7 0 号) 及び同法施行規則の施行。

全ての牛に標識をつけ、牛一頭ごとの情報を記録、管理するための体制整備を義務付け (トレーサビリティ) 。

24ヶ月齢以上の死亡牛の届出を義務付け。

8月23日： 国内5頭目のBSE発生。

11月29日： BSE検査対応マニュアルの一部改正。サーベイランス区分の変更、汚染物品の見直し等。

<平成15年>

1月20日： 国内6頭目のBSE発生。

1月23日： 国内7頭目のBSE発生。

4月 1日： BSE対策特別措置法に基づく24ヶ月齢以上の死亡牛の検査開始（地理的条件等により実施が困難である場合を除く。）。

5月21日： カナダにおいてBSE感染牛が確認され、カナダからの牛及びめん山羊並びにそれら動物由来肉製品等について、緊急に輸入停止。

6月25日： BSE検査対応マニュアルの一部改正。国際基準の変更に伴い、疑似患畜の範囲の見直し。

9月30日： BSE疫学検討チームによる疫学的分析結果報告書の公表。感染源は輸入生体牛又は輸入肉骨粉に含まれていた異常プリオンたん白質、感染経路は飼料の製造・流通過程における交差汚染の可能性を報告。

10月 6日： 国内8頭目のBSE（非定型的なBSE）発生。

11月 4日： 国内9頭目のBSE発生。